

2023年12月4日

各位

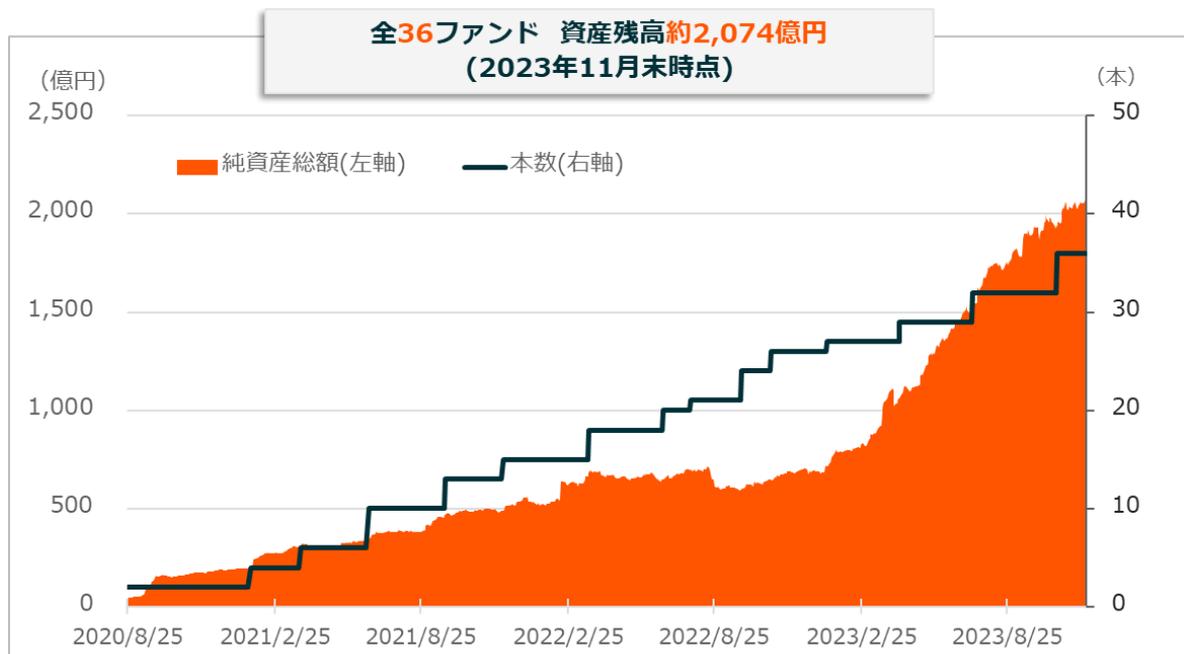
株式会社大和証券グループ本社
 Global X Japan 株式会社
 大和アセットマネジメント株式会社

Global X Japan、運用資産残高 2,000 億円突破のお知らせ

大和証券グループの Global X Japan 株式会社（以下、「当社」）は、2023年11月30日の月末運用資産残高が 2,074 億円となり 2,000 億円を突破しましたことをごお知らせします。

当社は、株式会社大和証券グループ本社、大和アセットマネジメント株式会社と、米国 Global X Management Company Inc.との合併で、日本初の ETF 専門の運用会社として 2019 年 9 月に設立されました。投資家の皆様の多様なニーズに応えるべく、イノベーションによる中長期的な成長に投資するテーマ型、高配当株式、優先証券やカバードコール戦略等に投資するインカム型等の ETF を設定しております。

現在、東京証券取引所に 36 本の ETF を上場しており、2021 年 13 本、2022 年 11 本、2023 年 10 本と年間の上場本数が 1 位となっております*。



当社では 2024 年から開始される新 NISA においても、「成長投資枠」対象として活用いただけるユニークで質の高い ETF のラインナップで、投資家の皆様の資産形成の一助となるべく、今後もサービスを提供し続けてまいります。

*Global X Japan 調べ、2023 年は 11 月末時点。

以上

●当資料のお取扱いにおけるご注意

当資料は、プレスリリースとして Global X Japan 株式会社 が作成したものです。

株式または金銭の拠出により ETF の取得（応募、追加設定）をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
取得時手数料	販売会社が定めるものとします。	取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
交換時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の交換に関する事務等の対価です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用（信託報酬）	上限年率 0.704%（税抜 0.64%）*です。 * Global X Japan が運用する一般的な ETF のうち、最高の料率（資料作成日時点）を表示しています。 ETF of ETFs では、投資対象とする ETF の運用管理費用等を別途ご負担いただけます。 その他：信託財産に属する株式および不動産投資信託証券の貸付けにかかる品賃料に 55%（税抜 50%）以内の率を乗じて得た額	
その他の費用・手数料	● 有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただけます。 ※ 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ● 受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託および上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

※ 詳しくは、金融商品取引所で取引をされる際にご利用になる証券会社にお訊ねください。

※ 設定・交換のお申込みにあたっては投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

●投資リスク

ETF は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「為替リスク」、「カントリー・リスク」、「その他」

※基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

Global X Japan 株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3174 号

一般社団法人日本投資顧問業協会会員

一般社団法人投資信託協会会員